

1. 家畜ふん尿処理に関わる法律

家畜のふん尿処理は、深刻化する畜産環境対策の一つとしてとらえられ、「家畜排せつ物法」にとどまらず、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」、「環境保全特別措置法」、「特定水道水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「海洋汚染防止法」、「河川法」、「大気汚染防止法」等によって規制されています。

家畜ふん尿の堆肥化は、資源の循環的活用を目的とした最適な処理方法とすることができます。

なお、「家畜排せつ物法」の規則では、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法別の数量等について記録することが義務づけられています。

但し、牛及び馬にあつては10頭未満、豚100頭未満、鶏2,000羽未満の飼養農家については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地・草地に還元することで適切に処理及び管理できる可能性が高いことを踏まえ、「家畜排せつ物法」は適用されません。

